被保険者・被扶養者のみなさまへ

重要

令和8年8月
パナソニック健康保険組合

「健康保険 被扶養者の扶養状況調査（共同扶養の確認）」実施について

日頃は、当健保の運営にご理解・ご協力を賜りありがとうございます。
令和8年度の被扶養者の扶養状況調査（共同扶養の確認）を実施しますので、下記、実施要領をご確認のうえ、調査書類への回答を必ずお願いいたします。

また本調査は、「株式会社オークス」へ委託をしております。
確認等は、委託先より直接連絡させていただきますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

被扶養者の扶養状況調査（共同扶養の確認）実施要領

● 調査対象者
勤務先の健保または国民健康保険に加入している配偶者
（当健保に被扶養者（子）がいない家庭を除く）

● 提出書類
① 「健康保険扶養状況調査票（共同扶養の確認）」（別紙）
② 提出書類（提出が必要な場合のみ）

● 提出期限
令和8年9月25日（金）必着
検認に必要な書類を期日までにご提出いただけない場合は、健康保険法施行規則第 50 条 9 項「検認又は更新を行った場合において、その検認又は更新を受けない資格確認書は、無効とする」により、該当被扶養者の健康保険資格（マイナ保険証・資格確認書）を無効化することになりますので、ご留意ください。

● 提出先
151-0053
東京都渋谷区代々木 2 丁目 4 番 9 号野村不動産 新宿南口ビル7階
パナソニック健康保険組合「健康保険扶養状況調査係」
※同封の返信用封筒にてご郵送ください（切手不要）

● 注意事項
審査の結果、共同扶養の観点より、認定基準を満たしていないと判定された方は、被扶養者削除の手続きが必要となります。その際は、別途被扶養者削除の手続きに必要な書類提出の通知をさせていただきます。
（認定基準を満たさなくなった日まで遡って削除となる場合もあります。）

● 共同扶養とは
子供を夫婦が共同して扶養している場合、夫婦のいずれか収入が多い方の被扶養者とすることが原則です。これらを確認するため、被扶養者でない配偶者の収入がわかる書類をご提出いただき、審査を行います。

● 問合せ先
パナソニック健康保険組合
「健康保険扶養状況調査専用コールセンター」
フリーダイヤル 0120-390-224　平日のみ 9：00～17：00
（週明け、午前中は混み合っている場合がございます。）

● **提出いただいた書類は返却できません**ので提出前に控えをおとりください。
※お預かりした個人情報は、「健康保険業務」にのみ使用し、この目的以外には使用いたしません。